パブコメ実施期間:平成27年12月25日~平成28年1月25日

いただいたご意見:16件(5名)

意見No	計画書 掲載P	章•重点目標 基本施策	意見等	意見に対する市の考え方(案)	意見等 の 取扱い
1		その他	潮芦屋の教育用地について。 小学校建設は、長いスパン(といっても10年ほど)で見れば必要ないと思いますが、低学年には少し遠く、親も心配です。 しおかぜ学級やキッズスクエアの潮芦屋地区があれば、帰宅時は家が近くなり、より安心だと思います。 あるいは潮見小分校のように、低学年だけ通える小さな学校設備にする。 小学校の校庭開放は、潮芦屋地区からは遠いので、体育館のようなものがあるのも、使える施設になるかと思います。	本振興基本計画に対する直接のご意見ではありませんが、今後の南芦屋浜地区教育施設用地の活用についてのご意見として承ります。	説明 •
2		その他	・全体について 意見を聞くがポーズだけにならないでほしい。 12/25~1/25のような忙しい期間に「聞いた」「多く意見は出なかった」で終わらせそうです。	本計画の策定にあたっては、これまで4回の策定委員会をはじめ、策定本部会議や議会への報告などに加え、昨年7月には、市民、児童生徒、教職員向けのアンケート調査を実施するなど、限られた期間の中で必要な事務作業を進め、ようやく12月に原案がまとまったところです。 パブリックコメントを年末・年始の長期の休み期間に実施することにより、就労されている方にご覧いただく機会が増えることにもつながると考えております。また、いただいたご意見については、策定委員会や策定本部会議等で協議検討し、可能なものについては原案に反映してまいります。	説明 • 回答
3	P.3	第2章 重点目標 1 (2)	道徳は教科化では「こう言う答えをすればよい評価が得られる」という子を作る。思いやりのある子を育てるには、思いやってもらえている条件整備を市がどれだけしているか。加配教員を増やしてほしい。	道徳の教科化については、子どもたちに特定の価値を押し付けるのではなく、子ども同士が様々な体験を通して、自ら考え、議論しあう活動を重視していくことが大切であるととらえています。 子どもの教育に関わる加配教員については、各学校には加配教員も含めて、支援員やボランティア等、様々な方を配置しており、今後も必要に応じて適切に配置してまいります。	実施に あたり 考慮
4	P.4	第2章 重点目標 1 (3)	食育をかかげるなら中学校給食の調理も自校調理までできたのだから是非市の直営で。業者委託でなく市の管理下で職員をやとってほしい。	中学校給食についても、学校に経験豊富な栄養教諭を配置しており、栄養教諭の指導のもとで、これまで培ってきた「芦屋らしさ」を引き継いだ給食が提供できていると評価しております。今後も引き続き、委託で質の高い給食が提供できるよう努めてまいります。	説明 • 回答
5	P.33	第4章 重点目標2 (1)	いのちと人権を大切にする前提が戦争をしない(平和である)こと。他市では平和のことを考える資料館・会館などがあるが芦屋はない。せめて市役所のどこかのコーナーか壁面を常設の場に	平和について学ぶ学習は、児童生徒に戦争の悲惨さや平和の尊さを 語り伝え、平和を求める心を育む大切な教育活動であると捉えてお り、各学校では、児童生徒の発達段階に応じて、さまざまな機会を とらえて実施しております。常設ではありませんが、毎年芦屋市が 開催している「平和ポスター展」などの機会を積極的に活用してま いります。	説明 • 回答

パブコメ実施期間:平成27年12月25日~平成28年1月25日 いただいたご意見:16件(5名)

意見No	計画書 掲載P	章•重点目標 基本施策	意見等	意見に対する市の考え方(案)	意見等 の 取扱い
6	P.40	第4章 重点目標3 (3)	児童館が少なすぎ。子どもの居場所,子どもの体力作りのできる場所がほしい。南の方に作れるのでは?	重点目標3,基本施策(3),施策の方向①「子どもの居場所づくりの推進」の主な取組において、子どもたちの安全・安心な活動拠点としての校庭開放、子ども教室を引き続き実施するとともに、平成29年度までに全小学校であしやキッズスクエアを開設し、子どもの居場所づくりの推進に努めてまいります。	原案に 考慮済 み
7	P.15	第3章 2	芦屋の教育がめざすこども像(育てたい子どもの姿)の,3について 「…自覚をもち,自然環境にも興味を持つ子ども」としたい。	子どもたちが、身近な自然環境に興味をもち、その中で様々な体験を行うことの重要性については十分に認識しており、重点目標1、基本施策(3)、施策の方向②「豊かな情操を育む体験活動の推進」の中で、具体的な取組を示しております。	原案に 考慮済 み
8	P.38	第 <b>4</b> 章 重点目標3 (2)	・第4章の項目建てについて 重点目標3がいう「環境の整備」こそが行政の仕事であり、この 目標を一番に持ってくるべきではないか。環境整備が十分に行われ てこそ子どもたちが健やかに育ち、生きる力を培っていくのである と考える。 そういう点では、子どもの貧困に対する方針が欠如しているよう に感じる。奨学金制度や就学援助は継続であり、改善されるという ことにはなっていない。学費が異常に高い日本社会の現実から見る と学費の引き下げ無償化と共に奨学金制度をいかに先進諸国並みに するかが問われている。就学援助も、生活保護制度改革の影響を受けてきている。このままで子どもたちの教育権を保障できるのか、 自分の未来を切り拓く「生きる力」をつける環境整備を芦屋市は整 えているのかが問われていると思う。奨学金も就学援助もさらに大きな改善を行うと計画すべきである。	奨学金や就学援助については、必要に応じて所得制限の緩和等を 行っております。今後も制度の目的や趣旨に沿って実施するととも に、市の財政状況や近隣各市の水準及びその動向を注視してまいり ます。	説明• 回答
9	P.17	第3章 重点目標1	・重点目標1について P.17に「自尊感情を育てるため…発達に応じた教育を行う」とあるが自尊感情は、教育で育まれるものなんだろうか?自分は十分に大切にされたという意識が必要なのではないか。学校が、社会が、家庭がその子を大切に大切に思っているというメッセージ、環境づくりこそが必要なのではないのか。この点は疑問に思う。	子ども自身が自分のよいところや大切さを実感するなど、子どもの 自尊感情を高め、育てていくには、まわりの大人が子どもを大切に 思うメッセージを発信することに加えて、子どもが様々な活動を通 して、「認められる体験」「褒められる体験」を積み重ねていくこ とが必要であり、こうした機会を増やしていけるよう、学校、家 庭、地域が連携して取り組むことが大切であると考えております。	実施に あたり 考慮

パブコメ実施期間:平成27年12月25日~平成28年1月25日 いただいたご意見:16件(5名)

意見No.	計画書 掲載P	章•重点目標 基本施策	意見等	意見に対する市の考え方(案)	意見等 の 取扱い
10	P.17	第3章 重点目標1	・重点目標1について P.17には体力運動能力についての記載がある。「日ごろから子どもたちの外遊びを大切にする」とあるが、外遊びをする場所がどのように保障されているのだろうか。子どもたちの外遊びがうるさいからと公園・広場に植樹し、外遊びの場所を奪うことさえ行われている。どのように保障するのかを明らかにすることが必要ではないだろうか。 合わせて、若者こども計画で謳われている「寛容なまちづくり」をこそ振興計画の柱にしていくことが必要ではないか。	市内では、地域によって、外遊びのできる環境に差があることは認識しております。これまでも各小学校では、休み時間での外遊びの機会を増やしたり、放課後の校庭開放なども進めてきており、今後も全小学校でのキッズスクエアの実施・拡充等も含めて、子どもたちの運動機会がより広がるよう取り組んでまいります。子ども・若者計画にある「寛容なまちづくり」については、同じ趣旨の内容を、重点目標3、基本施策(3)「学校園・家庭・地域の連携による支援」の中で位置付けています。	原案に考慮済み
11		全体	・教育振興と言いながら公の就学前教育を充実させていくという方向性が示されていないのではないか。芦屋の教育で評価が高いものの一つに市立幼稚園がある。全国トップクラスではないかと評価をされる学者もおられる。その芦屋の良さをもっとよくしていくという方向性が見えない。それどころか「適正配置」の名で廃園計画が進められている。とんでもないことだと思う。子どもたちの育ちを保障することこそ今行政が行う方向性であり、必要なのはニーズが高い3年保育の実施である。求める。	本市の「子ども・子育て支援事業計画」の中で、多様なニーズに応えることのできる認定子ども園を計画的に整備することで3歳児の教育ニーズにも対応していくものと考えておりますので、現在のところ公立幼稚園での3年保育の実施は考えておりません。	説明 • 回答
12	P.34	第4章 重点目標2 (2)	・基本目標2について P.34の最初の2行は、文章として意味がわからない。早期発見・ 早期対応につとめるというのは何に対してか。文章上読めない。子 どもたちの悩みや不安であれば「積極的に受け止める」とどう違う のかがわからない。整理の必要を感じる。	ご指摘のとおり下記のとおり下線部分を追加いたします。 「子どもの悩みや不安などを積極的に受け止め、学校園・保護者・ 地域・行政など関係機関が連携し、いじめ等の問題行動の早期発 見・早期対応に努めるなど適切に取り組むことが重要です。 <u>今後も</u> 子どもの表面に現れる行動の背景を探るなど、内面理解に基づく生 徒指導の充実を図ります。」	意見を反映
13		全体	・全体について 子どもの権利条約についてどう考えているのかがわからない。生きる力を培う上でも命や人権を大切にするという点でも、教育者・行政・子どもたちが子どもの権利条約をしっかりと学ぶことが必要ではないか。欠落していると感じる。	児童の権利に関する条約についての学習は、社会の教科書に「日本が批准をしていること」や、「4つの柱から成り立っていること」等が掲載されており、カリキュラムに沿って進めております。その中で大切にされている内容については、重点目標2「命と人権を大切にする教育の充実」を中心に計画の中で反映していると考えております。	<u>原案に</u> <u>考慮済</u> み
14	P.15	第3章 2	・第3章について 「めざす子ども像」が必要であろうか?個性を伸ばす,一人ひと りの違いを認め合う,多様な意見や考え,文化,宗教を認め合うこ とこそ必要であって,行政が一つの像を作ることには反対である。 「みんな違ってみんないい」のではないか。	「芦屋の教育がめざす子ども像」については、これからの少子高齢化やグローバル化が一層進展する等、変化の激しい社会を、子どもたちがたくましく生きていく上で、身に付けてほしい力を備えた子どもの姿として表現したものであり、人間像そのものを固定化・画ー化していこうとするものではありません。	説明 • 回答

パブコメ実施期間:平成27年12月25日~平成28年1月25日 いただいたご意見:16件(5名)

意見No	計画書掲載P	章・重点目標 基本施策	意見等	意見に対する市の考え方(案)	意見等 の 取扱い
15	P.14	第3章 1 (3)	「めざす人間像」として、例えば「高い志をもって国際社会に貢献出来る人」が示されていますが、豊かな教育によって、その様な子どもが誕生することは喜ばしいことですが、それは結果であって、最初から目標とすることは「人間像」をあまりに固定化、画一化しているのではないでしょうか。 子ども達が個性豊かに成長し、自らの意志で自分の将来の姿を選択出来る様にすることこそ、豊かな教育の内容であって欲しいと思います。「めざす人間像」の記述の検討をお願いします。	「芦屋の教育がめざす人間像」については、子どもたちが変化の激しい社会をたくましく生き、大人になったときに、社会の一員として培ってほしい力を身に付けた姿を表現したものであり、子どもたちの将来の姿を固定化・画一化していこうとするものではありませ	説明 • 回答
16	P.14	第3章 1 (3)	孫息子が宮小から精中へ現在1年生です。修学旅行で広島に行きました。1945.8.6の原爆のこと、まんが「はだしのゲン」も2回、3回と読んでいます。おそらく各学校でも平和教育はとりくまれていると思います。今回の教育振興基本計画には平和教育が反映されていません。「平和」を抽象的にとらえるのではなく、過ちを繰り返さない(過去に平和が崩されたという歴史認識のもとに)という教訓を継承していくことが大切なのではないでしょうか。教育現場において、これらの明確な位置づけと計画性を求めます。 戦後71年目となります2016年です。日本国憲法発布70年です。「平和」いついつまでも「平和」を願っています。	平和について学ぶ学習は、児童生徒に戦争の悲惨さや平和の尊さを語り伝え、平和を求める心を育む大切な教育活動であると捉えており、各学校では、児童生徒の発達段階に応じて、さまざまな機会をとらえて実施しております。平和に関する学習の位置づけや計画につきましては、年度ごとに策定しております「芦屋の教育指針」の中に具体的に掲載してまいります。	実施 <u>に</u> あたり 考慮